

者に對する責任を義務法津由上の責任助規定額は定に問題に在り  
 い移の最取額吾考はかゝる如き材料に對し材料信價運搬主起  
 すと同時にかゝる如き危険作業に他自費の設備を資本家にしるこ  
 要する者心なる

- 一 九路及び帶路、鋸屑を除去する完全イル設備
- 張リトスルフト
- 一 傳導裝置(ベルト及びシャフト等)に對する危険防止
- 一 工場一般殊に地下室、橋光設備等完全計ルフト
- 一 電動器其他高圧電流に對する危険防止

## 健康保險の被保險者に對する 差別徴収の決定案

本部提出  
説明者 加藤虎三郎

本大臣は木場製材所働者被保護者に對し、匠者の如く、差別に  
 徴収底助を賦課すると同時に其の撤廃を決議す

理由  
 吾等は今日健康保險の現行法を見る時、其れは労働者をギョウシする、  
 金のたうけがめに制忌されしものだと云はざるを得ない  
 何とせば資本家と労働者と同じ様に其の所得の樹原を以て然も、  
 公傷の時も同じたが、此の如き馬鹿げた事が、  
 公傷の時も五五五五でたまるものか  
 工場設備が不完備の故に常に注意を怠り、  
 事故の起るに依り、  
 家、  
 労働者と安、  
 労働者に生活はより苦しく生活苦に依り、  
 養不夜の場